

# 介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、申請により介護保険料の減免が受けられます。

## 【対象者】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った65歳以上の方  
⇒保険料を全額免除
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの減少が見込まれ、次のアとイに該当する65歳以上の方  
⇒保険料の一部を減額
  - ア. 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を除いた額）が前年の事業収入等の金額の10分の3以上であること。
  - イ. 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

## 【減免対象となる保険料】

納期限が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に設定されている  
令和4年度の介護保険料

## 【減免額】

(表1)で算出した対象保険料額に、(表2)の主たる生計維持者の前年の合計所得の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

表1

対象保険料額
対象保険料額 = $A \times B \div C$
A: 65歳以上の方の保険料額
B: 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C: 主たる生計維持者の前年の合計所得金額

表2

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免の割合
前年の合計所得にかかわらず、事業等の廃止、失業	10分の10
210万円以下であるとき	10分の10
210万円を超えるとき	10分の8

(注) 「主たる生計維持者」とは、「世帯主以外の世帯構成員で所得が最も高い者」または「世帯主」のどちらの場合でも対象となります。

【申請方法】 郵送（介護保険料減免申請書・事業収入等申告書・その他関係書類）

※申請に必要な書類等の詳細については、高齢者支援課介護給付係（0234-26-5363）までお問い合わせください。

## 【申請期間】

令和4年7月15日から令和5年3月31日までの間に高齢者支援課に申請書を提出してください。

お問合せ：酒田市役所高齢者支援課 介護給付係  
電話 0234-26-5363